INFORMATION インフォメーション

今月の納期

◎固定資産税・都市計画税…第1期
◎軽自動車税…平成25年度分
納期は5月31日㈮です。
※バーコードがついている納付書は、コンビニエンスストアで納付ができます。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

ご寄付　各町立小学校へ

防犯ホイッスル290個…
読売センター瑞穂・西瑞穂　様

町へ

40万円、テント2張り…
青梅信用金庫　様

車いす4台…
トヨタ西東京カローラ㈱　様

問合せ　総務課　TEL 557―0531

不用品交換　交渉は当事者間で

※費用が掛かるものがあります。

ゆずります

▶マタニティウエア（S～M）▶ミシン　▶子ども用食事椅子▶瑞中制服（男子用）　▶二中制服（女子用）▶ぬいぐるみ▶カセットコンロ　▶テーブル▶ひな人形　▶五月人形

ゆずってください

▶自転車（大人用）▶二中制服（男子・女子用）、体操着（女子用）▶古着（ズボン）▶ベビーカー　▶園服、通園カバン、体操着（東松原保育園用）

問合せ　産業課　TEL 557―7633

税

固定資産税の軽減措置

次に挙げるものについては固定資産税の減額措置が受けられます。

▼既存住宅を耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修した場合
▼長期優良住宅を新築した場合

条件などの詳しい内容については、お問い合わせください。

問合せ　税務課　TEL 557―7528

納税には便利な口座振替を

口座振替は役場や金融機関に行かずに、税金を納めることができるものです。納期がきたら指定された口座から税金が引き落としされますので、納め忘れの心配もありません。

通帳、届出印、納税通知書（ある場合）を希望される金融機関にご持参の上、お申し込みください。なお、口座振替依頼書は町内金融機関に備え付けています。町外の金融機関を希望の方は郵送します。

口座振替開始までの事務処理には日数が掛かりますので、口座振替開始の1カ月前までに申し込んでください。

ゆうちょ銀行は2カ月前となります。申し込み後でも手続きが完了するまでは、納付書によりお支払いいただく場合があります。

口座振替のできる金融機関

西多摩農業協同組合、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東京都民銀行、大東京信用組合、東京都信用農業協同組合および東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行

【注意点】

①納期限を過ぎた税は引き落としができません。
②領収書は発行されませんので預金通帳で確認してください。
③納期の前に通帳残高の確認をしてください。
④一括納税を希望される場合は納税通知書で納付してください。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

建物の新築・増築および取り壊しについて

適正な課税をするために、建物を新築・増築したり、取り壊しをした場合には税務課資産税係までご連絡ください。

問合せ　税務課　TEL 557―7528

年金

気になる年金記録再確認キャンペーン

年金記録問題は、公的年金に対する信頼を失わせた大きな要因でした。

これを解決していくことは、日本年金機構の大きな責務であると考えています。

これまで日本年金機構では、「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などの送付のほか、紙台帳等とコンピュータ記録の突き合わせや、お客さまがインターネットで自分の年金記録を確認できる「ねんきんネット」の導入など、記録問題解決のための工夫を講じてきました。

ただ、約5095万件の持ち主不明の年金記録に関して、いまだ約2222万件残っています（平成24年9月時点）。

このため、日本年金機構は厚生労働省と連携し、記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方から、心当たりの記憶を申し出ていただく「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施しています。

「ねんきんネット」などのツールを活用して確認していただき、少しでも心配がございましたら、年金事務所やコールセンターにご相談ください。

日本年金機構は、できる限りお客さまに迅速・適切な対応ができるよう準備していますので、ぜひ、「記録の再確認」をお願いします。

【ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル】

日時
▼月～金曜日
午前9時～午後8時
▼第2土曜日
午前9時～午後5時

ナビダイヤル
TEL 0570（058）555
※ナビダイヤルをご利用になれない方
TEL 03（6700）1144
※祝日（第2土曜日を除く）・年末年始を除きます。

お知らせ

6月1日は人権擁護委員の日

町では人権擁護委員による定例の「人権身の上相談」を毎月第3木曜日に開設していますが、「人権擁護委員の日」にちなみ、特設相談日を設けます。

相談に関する秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

日時　6月3日㈪
午前9時30分～正午
午後1時30分～4時

場所　町民会館1階会議室

人権擁護委員
原島 房子 さん
加藤 春男 さん
町田 和美 さん

問合せ　総務課　TEL 557―0531

憲法週間行事 講演と映画の集い

日時　5月14日㈫
午後1時30分～5時

場所　赤坂区民センター（港区赤坂4―18―13）

▼**講演**　武田 美保さん（スポーツ・教育コメンテーター）

▼**映画**　「最強のふたり」（日本語字幕付き）

費用　無料（先着順）

※託児室（要予約）、手話通訳、要約筆記あり。

問合せ　東京都総務局人権部
TEL 03（5388）2588

消防団消火活動時の駐車にご理解を

消防団員は、火災等災害時にいち早く現場に向かわなければなりません。外出先から、直接現場に自動車で向かう時もあり、路上等に駐車せざるを得ない場合もあります。

消防団員が一刻も早く災害現場に向かうために、火災等災害時の緊急時に限り、車内ダッシュボード上に「ただ今消火活動中です」の表示をして駐車させていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

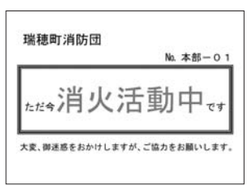

問合せ　地域課
TEL 557―7610

瑞穂町消防団ポンプ操法審査会訓練

瑞穂町消防団では、火災現場で、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、隔年でポンプ操法審査会を実施しています。この審査会は、消防ポンプ自動車操法の基本を身に付け、団員の士気高揚を図り、火災防御の万全を期し、住民の安全を確保することを目的としています。

今後、ポンプ操法審査会に向けての訓練を、小中学校を訓練会場として夜間等に実施します。火災や震災に向けての訓練です。皆さまのご理解ご協力をお願いします。

なお、訓練の見学もできます。詳しくはお問い合わせください。

※消防ポンプ操法審査会は、7月28日㈰午後1時から瑞穂ビューパーク競技場で実施されます。

問合せ　地域課
TEL 557―7610

暴力団関係相談週間

期間　5月12日㈰～5月18日㈯

内容　暴力団に関係するさまざまな相談や東京都および各市区町村で施行された暴力団排除条例について

問合せ　福生警察署
刑事組織犯罪対策課
暴力団対策係
TEL 551―0110

つけましたか？　住宅用火災警報器　全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見することで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減されます。大切な家族や財産を守るため、一日も早く設置しましょう。
問合せ　福生消防署 警防課　TEL 552―0119